# 生活保護分野における番号利用・情報連携の手続例

## 例)生活保護の申請の受理、審査、保護の決定

※想定されるパターンのいくつかを例示したもの。本資料を 参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。ま た、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

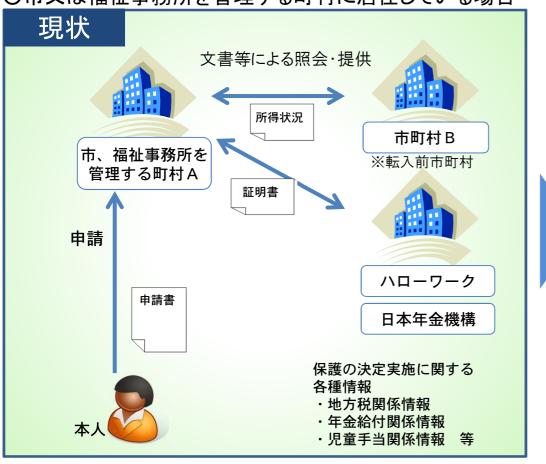
## 1. 番号利用の概要

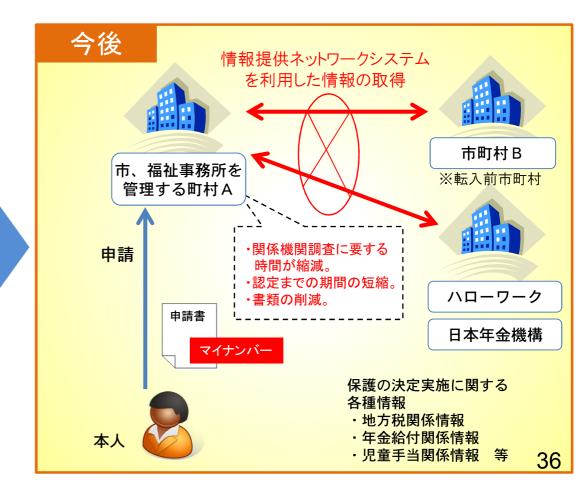
生活保護の申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

### 2. 情報連携の概要

保護の決定を行う際の必要な調査として、上記により取得したマイナンバーにより、情報連携ネットワークシステムを利用して、他の行政機関等から、地方税関係情報(転入前市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)、雇用保険給付関係情報(ハローワークから)等を取得する。

〇市又は福祉事務所を管理する町村に居住している場合





# 番号利用・情報連携の概要

一 障害者福祉 一

# 障害者福祉分野におけるマイナンバー利用・情報連携

主な手続の例		マイナンバーの利用 (番号利用法別表第1)	情報提供ネットワークシステムを利用した 他の行政機関等との情報連携 (番号利用法別表第2)
特別児童扶養手当	申請、認定	申請書にマイナンバーの記載欄を追加 し、支給申請を受ける際に、対象者のマ イナンバーを取得し、管理	特別児童扶養手当の支給のための審査の際に、 情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税 関係情報(転入前市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。
	現況届	届出書にマイナンバーの記載欄を追加し、現況届の届出の際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理	特別児童扶養手当の現況届の審査の際に、情報 提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係 情報(転入前市町村から)、年金給付関係情報 (日本年金機構から)等を取得する。
障害児福祉手当 特別障害者手当	申請、認定	申請書にマイナンバーの記載欄を追加 し、支給申請を受ける際に、対象者のマ イナンバーを取得し、管理	障害児福祉手当、特別障害者手当の支給のための審査の際に、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。
	現況届	届出書にマイナンバーの記載欄を追加し、現況届の届出の際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理	障害児福祉手当、特別障害者手当の現況届のための審査の際に、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。
身体障害者手帳の交付申請		申請書にマイナンバーの記載欄を追加 し、申請を受ける際に、対象者のマイナ ンバーを取得し、管理	_
精神障害者保健福祉手帳の交付 申請		申請書にマイナンバーの記載欄を追加 し、申請を受ける際に、対象者のマイナ ンバーを取得し、管理	手帳交付の審査の際に、情報提供ネットワークシステムを利用して年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。 38

# 障害者福祉分野における番号利用・情報連携の手続例

## 例)特別児童扶養手当の支給申請、認定

※想定されるパターンのいくつかを例示したもの。本資料を 参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。ま た、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

## 1. 番号利用の概要

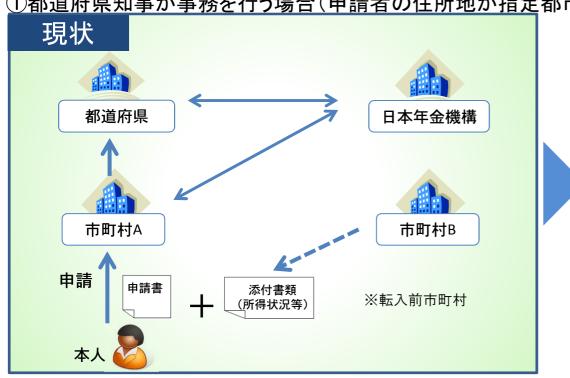
支給申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、支給申請を受ける際に対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

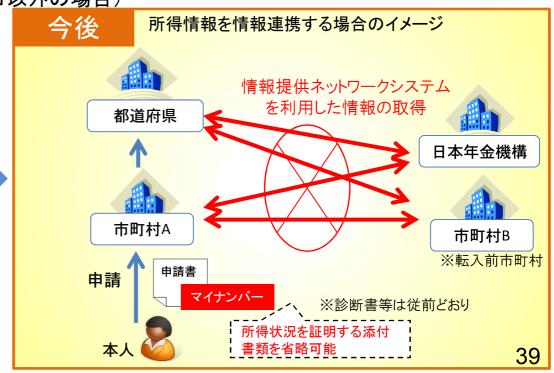
#### 2. 情報連携の概要

特別児童扶養手当の支給の認定のための審査の際に、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(市町村から)等を取得する。

特別児童扶養手当は、受給資格者の住所が指定都市以外の場合には都道府県知事が、受給資格者の住所が指定都市の区域内の場合には、申請指定都市の長が認定を行っている。また、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令により、都道府県知事が認定を行う場合には、申請書は市町村長を経由して提出されることとなっているとともに、市町村長の事務として所定事項について必要な審査を行うことが規定されている。これを踏まえ都道府県知事が認定を行う場合は都道府県及び市町村、指定都市が認定を行う場合は当該指定都市において、情報提供ネットワークシステムを利用して所得情報等を照会することが可能である。(都道府県知事の認定の場合には、一般的には市町村において照会を行って、から都道府県に提出することとなると考えられる。)

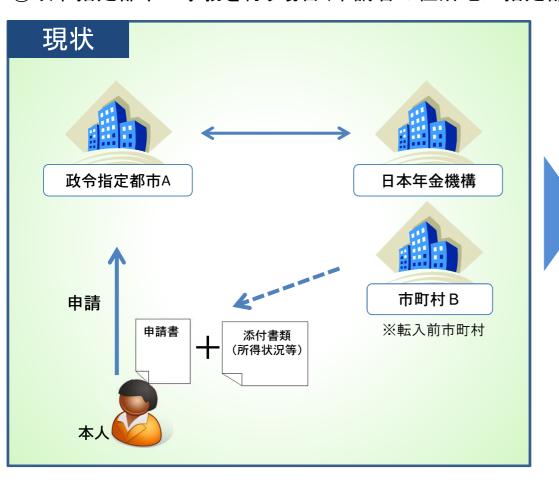
①都道府県知事が事務を行う場合(申請者の住所地が指定都市以外の場合)

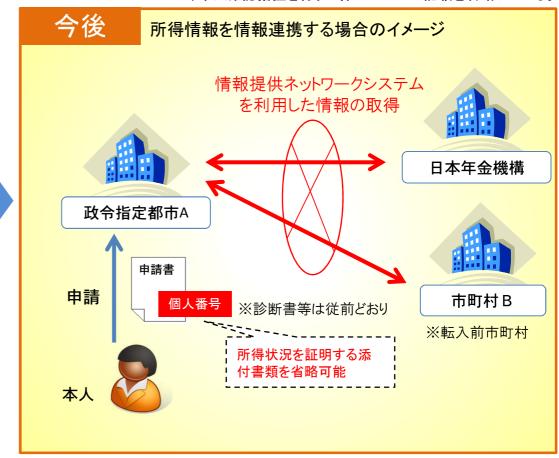




## ②政令指定都市が事務を行う場合(申請者の住所地が指定都市の場合)

※想定されるパターンのいくつかを例示したもの。本資料を 参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。ま た、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。





# 例) 障害児福祉手当・特別障害者手当の支給申請、認定

※想定されるパターンのいくつかを例示したもの。本資料を 参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

### 1. 番号利用の概要

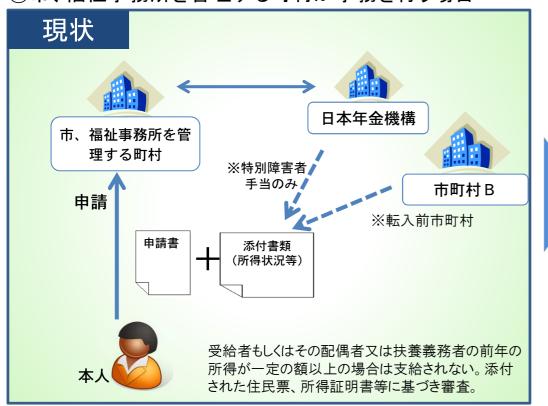
障害児福祉手当等の支給申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、支給申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

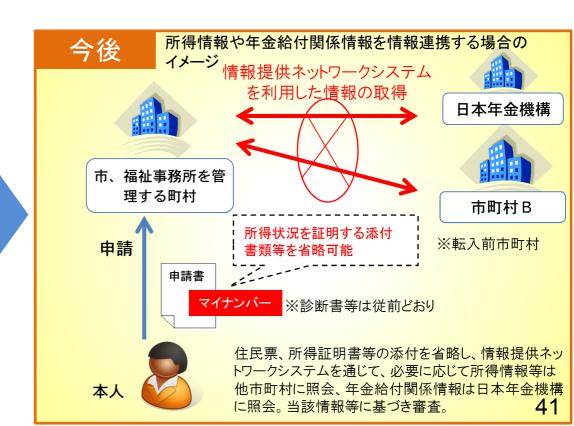
#### 2. 情報連携の概要

障害児福祉手当等の支給の認定のための審査の際に、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当及び同法第26条の2の特別障害者手当については、都道府県知事、市長又は福祉事務所を 管理する町村長が情報提供ネットワークシステムを利用して、所得情報等を照会することとなるが、地方自治法第252条の17の2に基づき条例により事務処理の特例 を設けており、町村長が都道府県の事務を処理することとしている場合には、町村長が行うこととしている事務に応じて、当該町村が情報連携を行うことが可能である。

#### ①市、福祉事務所を管理する町村が事務を行う場合





※想定されるパターンのいくつかを例示したもの。本資料を 参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。ま た、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

②都道府県知事が事務を行う場合(福祉事務所を管理していない町村の居住者)

